

I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
<p>(I P 通信網サービスの転用)</p> <p>第22条の2 I P 通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のもの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のもの場合は、当社が別に定めるものに限り。))に係るものに限り。))は、I P 通信網サービスの転用(I P 通信網契約者が現に利用しているI P 通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第22条の3に規定するI P 通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりそのI P 通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) そのI P 通信網サービスがメニュー5-1の1Gb/sのプラン2である場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3若しくは10Gb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るI P 通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(I P 通信網サービスの転用)</p> <p>第22条の2 I P 通信網契約者(メニュー5(メニュー5-1又はメニュー5-2のもの場合は、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のもの場合は、当社が別に定めるものに限り。))に係るものに限り。))は、I P 通信網サービスの転用(I P 通信網契約者が現に利用しているI P 通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。)を請求(第22条の3に規定するI P 通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。)することができます。</p> <p>2 当社は、前項の規定によりそのI P 通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) 第13条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。</p> <p>(3) そのI P 通信網サービスがメニュー5-1の1Gb/sのプラン2又は10Gb/sのプラン2である場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3若しくは10Gb/sのプラン1又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るI P 通信網サービスへの品目等の変更の請求を行わないとき。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 ～ (略) 5</p> <p>6 前項の場合において、そのI P 通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第3項に規定する当社が別に定めるI P 通信網サービスは、メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものとし。ます。</p>	<p>(利用料金の支払義務)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 ～ (略) 5</p> <p>6 前項の場合において、そのI P 通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第3項に規定する当社が別に定めるI P 通信網サービスは、メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のもの及びメニュー5-1の10Gb/sのプラン2のものとし。ます。</p>

新旧対照

旧		新																											
<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p>		<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用</p>																											
区 分	内 容	区 分	内 容																										
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)																										
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア ～ (略) エ オ メニュー5 (略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) メニュー5-1には、次表のとおり品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (フレッツ 光クロス ファミリ タイプ)</td> <td>最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり細目があります。 A 100Mb/sの品目における通信の態様による細目 (略) B 1 Gb/sの品目における通信の態様による細目 (略)</p>	品 目	内 容	(略)	(略)	1 Gb/s	(略)	10Gb/s (フレッツ 光クロス ファミリ タイプ)	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	備考 (略)		(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア ～ (略) エ オ メニュー5 (略) (ア) (略) (イ) (略) (ウ) メニュー5-1には、次表のとおり品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) メニュー5-1には、次表のとおり細目があります。 A 100Mb/sの品目における通信の態様による細目 (略) B 1 Gb/sの品目における通信の態様による細目 (略) C 10Gb/sの品目における通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1 (フレッツ光クロスファミリータイプ)</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2 (フレッツ光クロスBiz)</td> <td>取扱所交換設備と契約者回線の終端との間における通信において、10Mbit/sの帯域を確保するもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	(略)	(略)	1 Gb/s	(略)	10Gb/s	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	備考 (略)		区 別	内 容	プラン1 (フレッツ光クロスファミリータイプ)	プラン2以外のもの	プラン2 (フレッツ光クロスBiz)	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間における通信において、10Mbit/sの帯域を確保するもの
品 目	内 容																												
(略)	(略)																												
1 Gb/s	(略)																												
10Gb/s (フレッツ 光クロス ファミリ タイプ)	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																												
備考 (略)																													
品 目	内 容																												
(略)	(略)																												
1 Gb/s	(略)																												
10Gb/s	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																												
備考 (略)																													
区 別	内 容																												
プラン1 (フレッツ光クロスファミリータイプ)	プラン2以外のもの																												
プラン2 (フレッツ光クロスBiz)	取扱所交換設備と契約者回線の終端との間における通信において、10Mbit/sの帯域を確保するもの																												

新旧対照

旧

新

C 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1 -1	(略)
タイプ1 -2	(略)
タイプ2	(略)
備考 1 (略) 2 タイプ1-2のものは、メニュー5-1の1 Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン3のもの及び10Gb/sの品目のものに提供します。	

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) メニュー5-4に係るIP通信網契約者は、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1 Gb/sのプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s、1 Gb/s若しくは10Gb/sのものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

(ク)

～ (略)

(コ)

カ (略)

キ メニュー7

(IPv6による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) (略)

(イ) メニュー7には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

備考 IP通信網契約者は、メニュー5-1の10Gb/sのプラン2とその他の品目又は細目の相互間の品目等の変更を行うことはできません。

D 保守の態様による細目

区 別	内 容
タイプ1 -1	(略)
タイプ1 -2	(略)
タイプ2	(略)
備考 1 (略) 2 タイプ1-2のものは、メニュー5-1の1 Gb/sの品目のうち通信の態様による細目がプラン3のもの及び10Gb/sのプラン1のものに提供します。 3 メニュー5-1の10Gb/sの品目におけるプラン2のものは、保守の態様による細目がタイプ2に相当するものとします。	

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) メニュー5-4に係るIP通信網契約者は、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1 Gb/sのプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s、1 Gb/s若しくは10Gb/sのものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

(ク)

～ (略)

(コ)

カ (略)

キ メニュー7

(IPv6による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) (略)

(イ) メニュー7には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

新旧対照

旧		新	
区 別	内 容	区 別	内 容
メニュー7-2 (フレッツ・キャスト)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、メニュー7-4、メニュー7-5及びメニュー7-6以外のもの	メニュー7-2 (フレッツ・キャスト)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、メニュー7-4、メニュー7-5及びメニュー7-6以外のもの
メニュー7-4 (フレッツ・ジョイント)	(略)	メニュー7-4 (フレッツ・ジョイント)	(略)
メニュー7-5 (フレッツ・VPN プライオ)	(略)	メニュー7-5 (フレッツ・VPN プライオ)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
(ウ)		(ウ)	
~ (略)		~ (略)	
(シ)		(シ)	
ク (略)		ク (略)	
ケ (略)		ケ (略)	
(3) ~ (略) (7)	(略)	(3) ~ (略) (7)	(略)

新旧対照

旧		新											
<p>(7)の2 メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金の減額</p>	<p>ア (略) イ 期間 IP通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間 ウ その料金月における2(料金額)の2-5-1(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。</p>	<p>(7)の2 メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものに係る料金の減額</p>	<p>ア (略) イ 期間 IP通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間 ウ 品目及び通信の態様による細目の区別に応じて、次の各号に規定する料金を減額して適用します。 (ア) 10Gb/sのプラン2を除くもの その料金月における2(料金額)の2-5-1(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。 (イ) 10Gb/sのプラン2に係るもの その料金月における基本料については、2(料金額)の2-5-1(1)に規定する基本料から1契約者回線ごとに次の額を減額して適用します。この場合において、第38条(利用料金の支払義務)第1項の規定に該当する場合は、その減額する額をその利用日数に応じて日割します。</p> <table border="1" data-bbox="1413 807 1989 906"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>基本料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/sのプラン2のもの</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ ウの規定による基本料の減額の適用は、1の料金月において1回までとします。 オ ウの規定による減額は、第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額を合算して、その料金月の基本料を超えない範囲で適用します。</p>	品目及び細目	基本料の減額(月額)	10Gb/sのプラン2のもの	3,000円 (税込価格 3,300円)						
品目及び細目	基本料の減額(月額)												
10Gb/sのプラン2のもの	3,000円 (税込価格 3,300円)												
<p>(7)の3 サービスの品質(故障復旧SLA)に係る利用料金の適用</p>	<p></p>	<p>(7)の3 サービスの品質(故障復旧SLA)に係る利用料金の適用</p>	<p>ア 当社は、IP通信網サービス(メニュー5-1の10Gb/sのプラン2のものに限ります。以下この欄において同じとします。)について、イに規定する1の料金月における利用可能時間率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金(2(料金額)の2-5-1(利用料)に規定する基本料に限ります。以下この欄において同じとします。)の額に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1413 1342 1989 1527"> <thead> <tr> <th>利用可能時間率</th> <th>減額内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>98.0%以上99.99%未満</td> <td>30分の1</td> </tr> <tr> <td>95.0%以上98.0%未満</td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <td>90.0%以上95.0%未満</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>90.0%未満</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table>	利用可能時間率	減額内容	98.0%以上99.99%未満	30分の1	95.0%以上98.0%未満	10分の1	90.0%以上95.0%未満	3分の1	90.0%未満	全額
利用可能時間率	減額内容												
98.0%以上99.99%未満	30分の1												
95.0%以上98.0%未満	10分の1												
90.0%以上95.0%未満	3分の1												
90.0%未満	全額												

新旧対照

旧		新	
			<p>イ 1の料金月における利用可能時間率は、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>その料金月におけるIP通信網サービスに係る契約者回線が当社の責めに帰すべき理由により、そのIP通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた時間（当社がそのことを知った時刻から起算した時間とします。）の総和</p> </div> <p> $\frac{1 \text{ の 料 金 月 に お け る 利 用 可 能 時 間 率 } (\%) }{1 - \frac{\text{その料金月における当社がIP通信網サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数を分数に換算した時間}}{\times 100}$ </p>

新旧対照

旧		新	
			<p>ウ イの規定におけるそのIP通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態が生じた時間には、次の各号に該当する場合を除きます。</p> <p>(ア) その契約者回線の移転に伴う場合</p> <p>(イ) 第33条(利用中止)第1項の規定に該当する場合であって、当社がそのメニュー5-1の利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき</p> <p>エ 1の料金月におけるアの規定による減額は、次の各号に該当する額を合算して、その料金月の利用料金を超えない範囲で適用します。</p> <p>(ア) (8)欄の規定による減額</p> <p>(イ) 第38条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当する場合であって、当社の責めによらない理由によって減額される額</p> <p>(注)当社は、減額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>
(8) ～ (略) (9)	(略)	(8) ～ (略) (9)	(略)
(10) IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い	<p>ア (略)</p> <p>イ IPv6による契約者回線間通信については、次に規定するものとの間に限り行うことができます。</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2及びプラン3及び10Gb/s並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sに係る契約者回線の場合 メニュー7-2又は7-4に係る契約者回線</p> <p>ウ ～ (略) タ</p>	(10) IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い	<p>ア (略)</p> <p>イ IPv6による契約者回線間通信については、次に規定するものとの間に限り行うことができます。</p> <p>(ア) <u>メニュー5-1の10Gbのプラン2に係る契約者回線の場合</u> <u>メニュー7-4に係る契約者回線</u></p> <p>(イ) メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2及びプラン3及び10Gb/sのプラン1並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3、200Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sに係る契約者回線の場合 メニュー7-2又は7-4に係る契約者回線</p> <p>ウ ～ (略) タ</p>
(11) ～ (略) (23)	(略)	(11) ～ (略) (23)	(略)

2 料金額

2-1
～ (略)
2-4

2 料金額

2-1
～ (略)
2-4

新旧対照

旧		新																						
2-5 メニュー5に関する利用料金 2-5-1 利用料 (1) 基本料		2-5 メニュー5に関する利用料金 2-5-1 利用料 (1) 基本料																						
利用料	1 契約者回線ごとに月額	利用料	1 契約者回線ごとに月額																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">メニュー5-1 に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sのもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの 6,300円 (税込価格 6,930円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2 に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料 金 額	メニュー5-1 に係るもの	(略)	1Gb/sのもの	10Gb/sのもの 6,300円 (税込価格 6,930円)	メニュー5-2 に係るもの	(略)	備考	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">メニュー5-1 に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sのもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの <u>プラン1のもの</u> 6,300円 (税込価格 6,930円)</td> </tr> <tr> <td><u>プラン2のもの</u> 18,850円 (税込価格 20,735円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2 に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料 金 額	メニュー5-1 に係るもの	(略)	1Gb/sのもの	10Gb/sのもの <u>プラン1のもの</u> 6,300円 (税込価格 6,930円)	<u>プラン2のもの</u> 18,850円 (税込価格 20,735円)	メニュー5-2 に係るもの	(略)	備考	(略)
区 分	料 金 額																							
メニュー5-1 に係るもの	(略)																							
	1Gb/sのもの																							
	10Gb/sのもの 6,300円 (税込価格 6,930円)																							
メニュー5-2 に係るもの	(略)																							
備考	(略)																							
区 分	料 金 額																							
メニュー5-1 に係るもの	(略)																							
	1Gb/sのもの																							
	10Gb/sのもの <u>プラン1のもの</u> 6,300円 (税込価格 6,930円)																							
	<u>プラン2のもの</u> 18,850円 (税込価格 20,735円)																							
メニュー5-2 に係るもの	(略)																							
備考	(略)																							

旧		新	
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの		2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの	
区 分	単 位	区 分	単 位
(略)	(略)	(略)	(略)
帯域確保機能	この機能を利用したメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/s又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sに係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能	1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
備考	1 (略) 2 (略) (注1) ~ (略) (注6) (注7) 当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sのプラン2及び10Gb/sのものについて、帯域確保機能を提供しません。	1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
備考	1 (略) 2 (略) (注1) ~ (略) (注6) (注7) 当社は、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sのプラン2及び10Gb/sの <u>プラン1</u> のものについて、帯域確保機能を提供しません。	1 契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧	新
<p>附 則 (令和 6 年 3 月 25 日企管第 155500000296 号) (実施期日)</p> <p>1 ～ (略) 8 (経過措置期間における工事費の割引)</p> <p>9 当社は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にこの附則第 6 項の規定により移行した I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3、10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 200Mb/s、1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 8 年 3 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限ります。) について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 ただし、その I P 通信網契約への品目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>10 ～ (略) 12</p>	<p>附 則 (令和 6 年 3 月 25 日企管第 155500000296 号) (実施期日)</p> <p>1 ～ (略) 8 (経過措置期間における工事費の割引)</p> <p>9 当社は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にこの附則第 6 項の規定により移行した I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3、10Gb/s の <u>プラン 1</u> のもの又はメニュー 5-2 の 200Mb/s、1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 8 年 3 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費 (配線設備多重装置に係るものに限ります。) について、料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 ただし、その I P 通信網契約への品目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>10 ～ (略) 12</p>
<p>附 則 (令和 6 年 5 月 24 日企管第 155500000348 号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 (略) (経過措置)</p> <p>第 2 条 (略) (その他)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの若しくはメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの又は第 1 条 (約款の適用) に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス (別に定める利用規約により提供されているものに限ります。) に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 10Gb/s のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 7 年 12 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 ただし、その I P 通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (令和 6 年 5 月 24 日企管第 155500000348 号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 (略) (経過措置)</p> <p>第 2 条 (略) (その他)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 当社は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5-1 の 100Mb/s のプラン 5-1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの若しくはメニュー 5-2 の 100Mb/s のカテゴリ 3-1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のもの又は第 1 条 (約款の適用) に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている I P 通信網サービス (別に定める利用規約により提供されているものに限ります。) に係る I P 通信網契約者から、メニュー 5-1 の 10Gb/s の <u>プラン 1</u> のもの又はメニュー 5-2 の 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 7 年 12 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第 2 表第 2 の 2-5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。 ただし、その I P 通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照

旧	新
<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和7年9月30日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用 I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とする。）と解除の通知があった音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 当社は、1の音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）の契約ごとに、1のメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約に対して、この附則第5条第1項を適用します。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和7年9月30日までの間に音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用 I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sの<u>プラン1</u>のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とする。）と解除の通知があった音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 当社は、1の音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用 I P 通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）の契約ごとに、1のメニュー5-1の10Gb/sの<u>プラン1</u>のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係る I P 通信網契約に対して、この附則第5条第1項を適用します。</p> <p>3 （略）</p>
<p>附 則（令和6年10月25日企営第155500000469号） （実施期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 当社は、令和6年11月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー5-1の10Gb/s又はメニュー5-2の10Gb/sに係る I P 通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係る I P 通信網契約者並びに過去に附則別表1のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けた I P 通信網契約に係る I P 通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（ I P 通信網契約の申込み（事業者変更に伴うもの）に限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるその I P 通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。</p> <p>ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和8年1月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。</p>	<p>附 則（令和6年10月25日企営第155500000469号） （実施期日）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 当社は、令和6年11月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー5-1の10Gb/sの<u>プラン1</u>又はメニュー5-2の10Gb/sに係る I P 通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係る I P 通信網契約者並びに過去に附則別表1のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けた I P 通信網契約に係る I P 通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（ I P 通信網契約の申込み（事業者変更に伴うもの）に限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるその I P 通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。</p> <p>ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和8年1月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。</p>

新旧対照

旧	新
<p>2 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第8条</p>	<p>2 ～ (略) 5 第4条 ～ (略) 第8条</p>
<p>附 則 (令和7年3月28日企管第155500000609号) (実施期日) 第1条 (略) (経過措置) 第2条 (略) 第3条 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 第4条 当社は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 (その他) 第5条 (略)</p>	<p>附 則 (令和7年3月28日企管第155500000609号) (実施期日) 第1条 (略) (経過措置) 第2条 (略) 第3条 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 第4条 当社は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の100Mb/sの 카테고리3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。 (その他) 第5条 (略)</p>

新旧対照

旧	新		
	<p>附 則（令和7年9月18日企営第155500000758号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、令和7年9月30日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1189 432 2033 507"> <tr> <td data-bbox="1189 432 1615 507">メニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網サービス</td> <td data-bbox="1615 432 2033 507">メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table> <p>第3条 当社は、令和7年9月30日から令和8年3月31日までの間にメニュー5-1の10Gb/sのプラン2のものに係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときはその契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>第4条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第5条 企営第155500000296号（令和6年3月25日）の附則第9項中「メニュー5-1の200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3、10Gb/sのもの」を「メニュー5-1の200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3、10Gb/sのプラン1のもの」に、企営第155500000348号（令和6年5月24日）の附則第4条第1項並びに第5条第1項及び第2項中「メニュー5-1の10Gb/sのもの」を「メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの」に、企営第155500000469号（令和6年10月25日）の附則第3条第1項中「メニュー5-1の10Gb/s」を「メニュー5-1の10Gb/sのプラン1」に、企営第155500000609号（令和7年3月28日）の附則第3条及び第4条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのプラン1のもの」に改めます。</p>	メニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-1の10Gb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のものに係るIP通信網サービス		